

# 年末調整で使われる用語の説明



用語	説明
収入	給与所得者の場合、税金や社会保険料などが引かれる前の給与総額(額面給与)のことです。源泉徴収票の「支払金額」に該当します。
所得	収入から給与所得控除などの必要経費を差し引いた後の金額のことです。源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」に該当します。
合計所得金額 	<p>すべての所得を合計した金額のことです。所得には次の10種類があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 利子所得…… 預貯金や公社債の利子などから生じる所得</li> <li>● 配当所得…… 株式の配当金や投資信託の収益の分配などから生じる所得</li> <li>● 不動産所得…… 不動産の貸付けによって生じる所得</li> <li>● 事業所得…… 事業から生じる所得（個人事業主やフリーランス等）</li> <li>● 給与所得…… 勤務先から受け取る給料や賞与などによる所得</li> <li>● 退職所得…… 退職によって受け取る所得（退職金）</li> <li>● 山林所得…… 5年を超えて所有していた山林より得られる所得</li> <li>● 譲渡所得…… 資産を譲渡することによって生じる所得</li> <li>● 一時所得…… 一時的に得られる所得（生命保険の満期保険金や懸賞賞金など）</li> <li>● 雜所得…… 上記に該当しない所得（公的年金等や副業による収入など）</li> </ul>
生計を一にする	「同じ財布で生活している」という状態を指します。必ずしも同居している必要はなく、例えば、単身赴任中の方が、ご家族に生活費や学費などを常に送金している場合も「生計を一にする」とみなされます。
扶養親族	生計を一にする親族のうち、その年の合計所得金額が58万円以下の人を指します。
控除対象扶養親族	扶養親族のうち、その年の12月31日時点の年齢が16歳以上の人を指します。年末調整で扶養控除の対象となるのはこの控除対象扶養親族です。
特定扶養親族	控除対象扶養親族のうち、その年12月31日時点の年齢が19歳以上23歳未満の人を指します。
甲欄・乙欄・丙欄 	<p>源泉徴収する所得税の計算に使う区分です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 甲欄…… 会社に扶養控除等申告書を提出している場合に適用されます。 主たる給与の支払を受けている人が該当し、税額が最も低くなります。</li> <li>● 乙欄…… 会社に扶養控除等申告書を提出していない場合に適用されます。 副業などで複数の会社から給与を受けている人が該当し、税額が甲欄より高くなります。</li> <li>● 丙欄…… 日雇い労働者や2ヶ月以内の短期で働く人に適用されます。</li> </ul>